

特定非営利活動法人 RIVERTH

定款

特定非営利活動法人 RIVERTH 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 RIVERTH と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、地域住民や参加者とともに清掃活動や啓発活動、野外音楽イベントを企画・運営することにより、文化・芸術や環境保全及び地域コミュニティの活性化を図り、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①河川、公園、海岸等における清掃活動などの環境保全事業
 - ②環境保全をテーマとした野外イベント、フェスティバル、ワークショップの企画・運営事業
 - ③環境教育や地域交流を目的としたワークショップの開催などの啓発事業
 - ④地域住民が求める、文化・芸術の推進事業
 - ⑤上記事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助する為に入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 本法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

(顧問及び参与)

第21条 本法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の要請に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書

面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条5項5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

〔資産の管理〕

第 42 条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

〔会計の原則〕

第 43 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第 44 条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

〔事業計画及び予算〕

第 45 条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第 49 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第 50 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

〔臨機の措置〕

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本法人の公告は、法人のホームページに掲載して行う。なお、法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	星田 祐希
副代表理事	中山 秀幸
理事	西川 朔夜
監事	宮本 寛士

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 4 月 13 日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人・団体） 年会費 3,000 円
 - (2) 賛助会員（個人） 年会費 3,000 円（一口あたり）
 - (3) 賛助会員（団体） 年会費 20,000 円（一口あたり）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 RIVERTH

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬
代表理事	ほしだ ゆうき 星田 祐希		無
副代表理事	なかやま ひでゆき 中山 秀幸		無
理事	にしかわ さくや 西川 朔夜		無
監事	みやもと かんじ 宮本 寛士		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

1 級河川" 芦田川" は、広島県東部を流れ、古くから地域の暮らしと文化を育んできた河川です。流域には多様な動植物が生息し、人々の生活用水や農業工業用水、憩いの場としての役割を果たしています。"芦田川" は中国地方 1 級河川水系の内「水質ワースト 1 位」を 1972 年度から 38 年間に渡り更新し続け、2011 年度のみ脱出したものの再びワーストとなり、以降もその記録を更新していましたが、現在は水質が改善傾向にあり、ワースト 1 位を解消しています。

しかし、生物の減少、河川環境の悪化やごみの不法投棄などは無くならず、自然との共生が難しくなりつつあります。また、川と人との距離が年々離れていくなかで、地域住民の関心の低下も課題となっています。

私たちは、芦田川を「地域の誇り」として次世代へ引き継いでいくため、環境保全と地域のつながりを重視した活動を行う団体として NPO 法人を設立することにしました。河川清掃や自然観察や勉強会などの環境活動をはじめ、音楽やアートを通じて人々が集い、自然への理解と関心を深める野外フェスや啓発イベントなどを企画・実施していきます。楽しみながら環境を考える場をつくり、川と人、そして地域全体が再びつながるきっかけを生み出したいと考えています。

NPO 法人として、これまで個人や有志団体では難しかった行政や企業との連携、継続的な事業運営を行っていきます。地域住民・団体・教育機関と協働しながら、環境保全と地域文化の両面から芦田川流域の活性化を図り、持続可能な地域づくりに貢献していきます。将来的には、流域全体をフィールドとした環境教育や観光振興、地域間交流の促進などにも取り組み、芦田川を軸とした新しい地域モデルの創出を目指します。

2 申請に至るまでの経過

2008 年 4 月	任意団体 RIVERSIDE GROOVE 実行委員会を設立
2008 年 4 月	芦田川河川敷清掃活動を初実施 (以降 2010 年まで毎月 2 回、以降毎月 1 回の実施)
2008 年 9 月	RIVERSIDE GROOVE' 09 初開催(以降年に 1 回開催)
2011 年 2 月	団体の活動などをホームテレビ特番として放送。同年 TSS スーパーニュースにも取り上げられる。
2012 年 12 月	芦田川見る視る館連絡協議会に参加。啓発活動や勉強会など開催。
2013 年 11 月	福山環境賞受賞。
2015 年 4 月	名称を RIVERSIDE GROOVE PROJECT に変更。
2019 年 11 月	福山市善行市民賞団体賞受賞。
2025 年 7 月	福山河川国道事務所長表彰にて団体として功労者表彰を受ける。
2025 年 9 月	特定非営利活動法人設立のための勉強会開催。
2025 年 10 月	発起人会開催。
2026 年 7 月 13 日	特定非営利活動法人 RIVERTH 設立総会開催。

特定非営利活動法人 RIVERTH

設立代表者

フィールドコート 101

星田 祐希

設立初年度事業計画書

特定非営利活動法人 RIVERTH

1 事業実施の方針

本法人は、地域の母なる川である芦田川の保全と、地域住民の環境意識の向上を目的として、河川清掃活動および環境啓発を兼ねた野外フェスティバルを中心に事業を展開する。近年、河川のごみ問題や水質の悪化が深刻化する一方で、地域の人々が環境問題に主体的に関わる機会が減少している現状を踏まえ、本法人は「楽しみながら環境を考える」ことを重視し、音楽・アート・学びを融合した活動を推進する。

定期的な清掃活動では、地域住民・企業・行政・学校等との協働体制を強化し、継続的な美化活動を行う。また、環境学習ブース、子ども向けワークショップを実施し、次世代への環境教育を図る。これらの取組を通じて、川と人、まちがつながる新たな地域コミュニティの形成を目指し、持続可能な地域社会の実現に寄与することを本年度の方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出 見込額 (千円)
河川、公園、海岸等 における清掃活動な どの環境保全事業	芦田川高屋川清掃活動	毎月1回	見る見る館	40	福山市民 (1,000)	25
環境保全をテーマとし た野外イベント、フェ スティバル、ワークショ ップの企画・運営事業 地域住民が求める、文化 ・芸術の推進事業	環境啓発ライブフェス	9月27日	かわまち 広場	100	一般市民 (3,000)	650
環境教育や地域交流を 目的としたワークショ ップの開催などの啓発 事業	環境啓発イベント	6月14日 2月	見る見る館	30	福山市民 (600)	50
環境教育や地域交流を 目的としたワークショ ップの開催などの啓発 事業	芦田川に関する環境 啓発を主としたセミナー	5月31日 10月	見る見る館	100	福山市民 (150)	50

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人 RIVERTH

1 事業実施の方針

初年度に実施した河川清掃活動および環境啓発を兼ねた野外フェスティバルを基盤とし、地域との連携をさらに深め、環境保全活動への参加機会の拡充と継続的な地域コミュニティの形成を推進する。地域の母なる川である芦田川を中心に、「楽しみながら環境を考える」という理念のもと、音楽・アート・学びを融合した取組を発展させ、多様な世代や主体が関わることのできる活動を展開する。

定期的な河川清掃活動では、地域住民、企業、行政、学校等との協働体制を強化し、継続的に参加しやすい仕組みづくりを行う。また、活動の様子や成果をSNSや映像コンテンツとして記録・発信し、環境保全への関心を広げるとともに、新たな参加者や協力者とのつながりの創出を図る。

これらの取組を通じて、川と人、人とまち、世代と世代をつなぐ新たな地域コミュニティの形成を図り、誰もが主体的に地域の環境保全に関わる持続可能な地域社会の実現に寄与することを本年度の方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出 見込額 (千円)
河川、公園、海岸等における清掃活動などの環境保全事業	芦田川高屋川清掃活動	毎月1回	見る見る館	40	福山市民 (1,000)	25
環境保全をテーマとした野外イベント、フェスティバル、ワークショップの企画・運営事業 地域住民が求める、文化・芸術の推進事業	環境啓発ライブフェス	9月末	かわまち広場	100	一般市民 (3,000)	650
環境教育や地域交流を目的としたワークショップの開催などの啓発事業	環境啓発イベント	6月 2月	見る見る館	30	福山市民 (600)	50
環境教育や地域交流を目的としたワークショップの開催などの啓発事業	芦田川に関する環境啓発を主としたセミナー	5月 10月	見る見る館	100	福山市民 (150)	50

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人RIVERTH
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	45000		
賛助会員受取会費	40000		
		85000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400000		
施設等受入評価益			
		400000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4. 事業収益			
環境保全をテーマとした野外イベント、			
フェスティバル、ワークショップの企画・			
運営事業	250000		
環境教育や地域交流を目的としたワーク			
ショップの開催などの啓発事業	40000	290000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			775000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15000		
消耗品費	60000		
会場費	33000		
音響等レンタル費	385000		
広告費・宣伝費	137000		
グッズ制作費	95000		
出演者費	50000		
その他経費計	775000		
事業費計		775000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			775000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度 活動予算書
2027年4月14日から 2028年3月31日まで

特定非営利活動法人RIVERTH
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	45000		
賛助会員受取会費	40000	85000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400000		
施設等受入評価益		400000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
環境保全をテーマとした野外イベント、			
フェスティバル、ワークショップの企画・			
運営事業	250000		
環境教育や地域交流を目的としたワーク			
ショップの開催などの啓発事業	40000	290000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			775000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15000		
消耗品費	60000		
会場費	33000		
音響等レンタル費	385000		
広告費・宣伝費	137000		
グッズ制作費	95000		
出演者費	50000		
その他経費計	775000		
事業費計		775000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			775000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0